

## 平成25年第2回砂川市議会定例会

平成25年6月10日（月曜日）第1号

### ○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
  - 議事日程報告
  - 議長諸般報告
  - 表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
- 日程第 6 議案第 7号 財産の取得について
- 日程第 7 議案第 4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算
  - 議案第 2号 平成25年度砂川市病院事業会計補正予算  
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
  - 一ノ瀬弘昭議員
  - 多比良和伸議員
  - 議事日程報告
  - 議長諸般報告
  - 表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
  - 自 6月10日
  - 至 6月12日
  - 3日間
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告

- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて  
 日程第 6 議案第 7号 財産の取得について  
 日程第 7 議案第 4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第 3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を  
 改正する条例の制定について  
 議案第 1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算  
 議案第 2号 平成25年度砂川市病院事業会計補正予算  
 [予算審査特別委員会]

○出席議員（14名）

議 長 東 英 男 君	副議長 飯 澤 明 彦 君
議 員 一ノ瀬 弘 昭 君	議 員 増 山 裕 司 君
増 井 浩 一 君	水 島 美喜子 君
多比良 和 伸 君	増 田 吉 章 君
土 田 政 己 君	小 黒 弘 君
北 谷 文 夫 君	尾 崎 静 夫 君
沢 田 広 志 君	辻 勲 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	高 橋 仁 美
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	湯 浅 克 己
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	佐 藤 進
経 済 部 審 議 監	田 伏 清 巳

建設部長	金田芳一
建設部審議監	古木信繁
建設部技監	山梨政己
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	氏家実
総務課長	安田貢
政策調整課長	熊崎一弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	井上克也
教育次長	和泉肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯浅克己
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	佐藤進
-----------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長	河端一寿
事務局次長	高橋伸二
事務局主幹	佐々木純人
事務局係長	杉村有美

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから平成25年第2回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、一ノ瀬弘昭議員及び多比良和伸議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、第89回全国市議会議長会の定期総会において、同会の表彰規程により表彰を受けておりますので、ただいまから伝達を行います。

したがって、この間議長席を離れますことをお許し願います。

○議会事務局長 河端一寿君 今回受章されました方のお名前を申し上げますので、質問席の前までお進み願います。

一般表彰、議員10年以上、増田吉章議員。

同じく、一ノ瀬弘昭議員。

〔表彰伝達〕

以上で表彰の伝達を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月12日までの3日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 東 英男君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

まず、1ページ、総務部総務課の関係では、2点目の東日本大震災義援金について、義援金の受け付け状況は、2月26日から5月31日まで3件、26万2,365円となっているところであります。

次に、2ページ、市長公室課の関係では、2点目の砂川市協働のまちづくり指針の策定について、3月28日、砂川市協働のまちづくり指針策定協議会から、「砂川市協働のまちづくり指針（案）」に関する提言を受けたところであります。また、提言を踏まえ、「砂川市協働のまちづくり指針」を策定し、広く市民に周知を図るため、ホームページにおいて公表したほか、広報すながわ5月1日号への記事掲載にあわせ、指針の概要版を全戸に配布したところであります。

次に、3点目の砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金制度町内会説明会について、4月25日・26日及び5月17日の3日間、延べ5回にわたり、南地区コミュニティセンター、北地区コミュニティセンター、地域交流センターゆうにおいて、町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みを支援するために創設した「砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金制度」の概要について、町内会説明会を開催し、71町内会から118人が出席したところであります。

次に、4点目の災害時要援護者への避難支援の協力に関する協定の締結について、5月24日、災害発生時における要援護者に対する避難支援の協力体制を定めた災害時要援護者への避難支援の協力に関する協定を、砂川市社会福祉協議会と締結したところであります。

次に、3ページ、政策調整課の関係では、2点目のスマートインターチェンジの設置に向けた取り組みについて、3月22日、日本高速道路保有・債務返済機構及び東日本高速道路株式会社に実施計画書を提出したところであります。また、5月17日には、国土交通大臣に高速自動車国道法に基づく高速自動車道と市道との連結許可申請書を提出したところであります。

次に、4点目の砂川市地域公共交通会議について、4月30日、平成25年度第1回会議を開催し、地域公共交通調査事業の実施、砂川市地域公共交通会議予算（案）について協議したところであります。

次に、9ページ、市民部介護福祉課の関係では、2点目の「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」の構築に向けた取り組みについて、（1）、高齢者情報提供事業協定の締結では、4月1日、地域における高齢者の見守り活動を展開するため、砂川市から社会福祉協議会に65歳以上の高齢者に係る情報を提供する内容を定めた協定を、砂川市社会福祉協議会と締結したところであります。

次に、（2）、「地域で高齢者を見守る・支えるしくみにおける今後の具体的な取り組み」町内会説明会では、4月25日・26日及び5月17日の3日間、延べ5回にわたり、南地区コミュニティセンター、北地区コミュニティセンター、地域交流センターゆうにお

いて、「65歳以上高齢者情報を利用する場合における社会福祉協議会への申し込み方法」、「地域における高齢者の見守り活動の具体的内容と手順」について町内会説明会を開催し、71町内会から118名が出席したところであります。

次に、12ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の地域おこし協力隊について、商工観光振興及びまちなか集客施設の活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員を募集したところ、12名の応募があり、5月28日、募集要件に該当しない1名を除く11名に対し面接を行い、商工観光振興活動1名、まちなか集客施設活動2名の採用を決定したところであります。

次に、3点目の国道一直線商店街花いっぱい運動について、5月30日・31日の両日、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市・砂川商工会議所が支援団体となり、北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所のボランティア・サポート・プログラム事業を活用し、植樹柵に植花を実施したところであります。実施区間は国道12号北5丁目から南12丁目まで、総延長2,300メートル、植樹柵は279柵、花種はマリーゴールド5,520株、柵管理者は地先商店主等214人です。

次に、4点目の砂川「もっと花いっぱい運動」について、6月3日・4日の両日、砂川市TMO構想に基づくまちなみ景観向上事業の一環として、JR砂川駅前から砂川市立病院までの通りと十字街沿線を地先の商店等が主体となり、地域住民ボランティアの参加を受けて、植樹柵に植花やプランターを設置したところです。実施区間は道道砂川停車場線、北2丁目線、南1丁目線で、総延長300メートル、植樹柵は37柵、花種はマリーゴールド1,320株、サルビア1,320株、柵管理者は地先商店主等28人です。

次に、13ページ、6点目の無料観光サイクリング用自転車事業について、5月11日、オアシスパークにおいて今年度の事業を開始したところであります。

次に、14ページ、農政課の関係では、4点目の農作物の生育状況について、融雪のおくれや低温、日照不足などにより各農作物の作業、生育はおくれているところでありますが、水稻については活着はよく、順調に生育しているところであります。

次に、19ページ、建設部建築住宅課の関係では、8点目のすながわハートフル住まいの助成金について、各事業の2月から4月までの交付件数及び交付金額は、(1)、永く住まい住宅改修助成事業は1件、12万5,000円、(2)、まちなか住まい等住宅建設又は購入助成事業は4件、144万5,000円、(3)、高齢者等安心住まい住宅改修助成事業は1件、20万円をそれぞれ交付したところであります。

次に、9点目の住宅用太陽光発電システム導入費助成事業について、2月から4月までの交付件数は3件、交付金額は29万8,000円となっているところであります。

次に、21ページ、市立病院の関係では、2点目の平成25年度附属看護専門学校の入学状況について、一般入学受験者124名のうち、合格者24名、推薦入学試験合格者11名、合計35名の学生が4月10日に入学いたしました。本年度当初の各学年在籍状況

は、1年生35名・2年生37名・3年生33名、総数で105名となっているところであります。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

#### ◎日程第4 教育行政報告

○議長 東 英男君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) 前回定例会以降におけます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の学校の現況についてであります。5月1日の学校基本調査による現況では、学級数は、空知太小学校、石山中学校で各1学級増加、豊沼小学校、中央小学校、北光小学校、砂川中学校で各1学級減少し、全体で2学級減となっております。児童生徒数は、小学校で41名減少、中学校で9名増加し、全体で32名減少となっております。教職員数は、小学校で4名、中学校で1名減少し、全体で5名減少となっております。

2点目の砂川高校サテライト講習の開講式についてであります。5月29日、砂川高校コンピューター教室にて、砂川高校間口確保対策として本年度実施するサテライト講習の開講式が3年生12名の出席で実施されました。なお、1・2年生については準備中であり、今後開講する予定となっております。

2ページをごらんいただきます。社会教育課所管について申し上げます。1点目の放課後子ども教室についてであります。平成25年度の「放課後子ども教室」が4月19日に豊沼小学校、24日に空知太小学校で開設いたしました。この事業は、子供たちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、地域社会の中で子供たちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としており、現時点での参加児童は豊沼小学校地区で34名、空知太小学校地区で42名となっております。

3ページの3点目、春のあいさつ運動についてであります。あいさつ運動推進委員会が主催する「春のあいさつ運動」があいさつ運動強調週間である5月14日から17日までの4日間、市内小中高校の児童生徒、PTA、町内会、老人クラブ、民生児童委員協議会など57団体の参加を得て実施されました。

続きまして、図書館所管について申し上げます。1点目の図書館おたのしみ会についてであります。4月20日、図書館視聴覚スタジオにおいて、幼児・児童27名、保護者等21名、計48名の参加を得て開催いたしました。この事業は、4月23日から5月12日までの子ども読書週間事業として実施したもので、子供たちが楽しい体験を通して読書への関心を高めてもらうことを狙いとしており、当日はボランティアの方も加わり、絵本の読み聞かせや工作などを行いました。

続きまして、スポーツ振興課所管について申し上げます。4ページをごらんいただきます。3点目の北海道B&G地域海洋センター連絡協議会役員会及び総会についてであります。4月25日、砂川パークホテルにおいて、平成24年度の事業及び決算報告と平成25年度の事業計画及び予算について協議し、承認されました。また、総会終了後、B&G財団から平成24年度の優良海洋センターの表彰式が行われ、砂川市は施設別利用者数で全国に135カ所ある艇庫のうち10位で表彰されました。

次に、4点目のヨット・カヌー試乗会についてであります。5月19日、北光公園において開催された緑と花の祭典にあわせ、スポーツ推進協力員やヨット・カヌー協会等の協力を得て実施いたしました。当日は天候もよく、610名の参加がありました。

以上を申し上げます、教育行政報告とさせていただきます。

◎日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて

○議長 東 英男君 日程第5、報告第1号 繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご説明を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

平成24年度砂川市一般会計繰越明許費繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、除雪機械整備事業(緊急経済対策分)、金額2,696万6,000円、同じく、事業名、西3条北通り改良舗装事業(緊急経済対策分)、金額1,400万円。同じく、5項住宅費、事業名、宮川中央団地屋根・外壁改善事業(緊急経済対策分)、金額7,200万円、同じく、事業名、宮川中央団地排水管改修事業(緊急経済対策分)、金額3,190万円、10款教育費、2項小学校費、事業名、砂川小学校校舎暖房機改修事業(緊急経済対策分)、金額939万1,000円、同じく、事業名、砂川小学校屋体暖房機改修事業(緊急経済対策分)、金額2,377万9,000円であり、全額を翌年度に繰り越すものであります。財源内訳につきましては、未収入特定財源は国庫支出金及び地方債であり、それぞれあわせて繰り越すものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより報告第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号の報告を終わります。

◎日程第6 議案第7号 財産の取得について

○議長 東 英男君 日程第6、議案第7号 財産の取得についてを議題といたします。  
議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第7号 財産の取得についてご説明申し上げます。

提案の理由は、砂川市土地開発公社が所有する道央砂川工業団地用地を買収するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格が2,000万円以上かつ面積が5,000平方メートル以上の財産の取得に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

1、土地の表示は、所在地、西7条北23丁目、地番、270番9、地目、雑種地、地積1万7,071平方メートル。

2、取得者は砂川市。

3、予定価格は1億5,791万6,000円。

4、取得の相手方は、砂川市西6条北3丁目1番1号、砂川市土地開発公社理事長、角丸誠一であります。

3ページには附属説明資料として道央砂川工業団地土地開発公社用地買収図を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第7号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

議案第3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成25年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第7、議案第4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成25年度砂川市病院事業会計補正予算の4件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私から議案第4号、第3号、第1号について順次ご説明を申し上げます。

初めに、議案第4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方公務員法に規定する均衡の原則及び情勢適応の原則に基づき、国家公務員の給与減額支給措置に準じ、本市職員の給料月額及び期末手当等を改定するため、砂川市職員諸給与条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後になっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

附則に3項を加えるものであり、第11項は、病院事業会計に属する職員以外の職員の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の給料月額は、第3条に定める給料表により決定された額に当該職員に適用される給料表及び職務の級の区分に応じ、それぞれに定める割合を乗じて得た額とするものであります。それぞれに定める割合は、行政職給料表の2級以下は100分の96、3級から4級までは100分の93、5級から6級までは100分の91.5、7級は100分の90とし、医療職給料表（3）表の2級以下は100分の96、3級から5級までは100分の93、6級は100分の91.5、7級は100分の90とするものであります。ただし、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間において離職する職員の当該離職日における給料月額は、それぞれに定める割合を乗じる前の額とするものであります。

第12項は、医療職給料表（1）表の適用を受ける職員を除く、病院事業会計に属する職員の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の給料月額は、第3条に定める給料表により決定された額に当該職員に適用される給料表及び職務の級の区分に応じ、

それぞれに定める割合を乗じて得た額とするものであります。それぞれに定める割合は、行政職給料表の2級以下は100分の96、3級から4級までは100分の93、5級から6級までは100分の91.5、7級は100分の90とし、医療職給料表(2)表の2級以下は100分の98、3級から5級までは100分の96.5、6級は100分の95.75、7級は100分の95とし、医療職給料表(3)表の2級以下は100分の98、3級から5級までは100分の96.5、6級は100分の95.75、7級は100分の95とするものであります。ただし、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において離職する職員の当該離職日における給料月額を、それぞれに定める割合を乗じる前の額とするものであります。

第13項は、平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を附則第11項及び第12項の規定にかかわらず、第33条第1項及び第36条第1項の規定による額に100分の96.44を乗じて得た額とするものであります。

職員に対する影響は、行政職給料表で平均6.33%の減により、1人当たりの年収削減額は22万7,248円、医療職給料表(2)表で平均3.27%の減により、1人当たりの年収削減額は10万4,809円、医療職給料表(3)表で平均3.01%の減により、1人当たりの年収削減額は9万5,095円となり、砂川市平均では4.24%の減により、1人当たりの年収削減額は14万465円となっております。

附則として、この条例は、平成25年7月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、市長、副市長及び教育長の給料月額について、砂川市の財政状況及び地域の経済事情等を考慮し、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例であります。市長、副市長及び教育長の給与につきましては、附則により平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、既に削減となっておりますが、さらに平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間に限り、3%相当分を上乗せして削減するものであります。

改正の内容につきましては、3ページ、議案第3号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、附則第20項中、平成27年3月31日を平成25年6月30日に改め、第21項及び第22項の2項を加えるものであります。

附則第21項は、第3条第1項各号の規定にかかわらず、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間に限り、給料月額並びに期末手当及び退職手当の計算の基礎となる給料月額を市長は月額71万9,100円、副市長は月額58万9,700円とするものであります。これは特別職の給料月額の改正で、本則と比べ市長は10%、7万9,900円を削減、副市長は8%、5万1,300円を削減するものであります。

附則第22項は、第3条第1項各号の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、給料月額並びに期末手当及び退職手当の計算の基礎となる給料月額を市長は月額74万3,000円、副市長は月額60万8,900円とするものであります。これは特別職の給料月額の改正で、本則と比べ市長は7%、5万6,000円を削減、副市長は5%、3万2,100円を削減するものであります。

第2条は、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正であり、附則第9項中、平成27年3月31日を平成25年6月30日に改め、第10項及び第11項の2項を加えるものであります。

附則第10項は、第3条の規定にかかわらず、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間に限り、給料月額並びに期末手当及び退職手当の計算の基礎となる給料月額を52万7,300円とするものであります。これは教育長の給料月額の改正で、本則と比べ6%、3万3,700円を削減するものであります。

附則第11項は、第3条の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、給料月額並びに期末手当及び退職手当の計算の基礎となる給料月額を54万4,100円とするものであります。これは教育長の給料月額の改正で、本則と比べ3%、1万6,900円を削減するものであります。

附則として、この条例は、平成25年7月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,283万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億7,883万5,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは臨時事業であります。

14ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、1項1目一般管理費で二重丸、町内会館建設等に要する経費の会館建設等補助金35万7,000円の補正は、本年度より町内会館の修繕工事や消防設備点検の費用を助成対象として拡大したことから、当初予算確定後に交付申請がなされた町内会館等に対しても追加で補助するものであります。

次に、16ページ、3款民生費、3項1目生活保護総務費で一つ丸、生活保護事務に要する経費の生活保護システム改修委託料75万6,000円の補正は、本年8月からの生活保護基準の見直しに伴うシステム改修委託を、全額国の補助を受けて行うものであります。

次に、18ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で一つ丸、農業振興事業に要する経費の経営体育成支援事業補助金525万円の補正は、地域の将来を担う新規就農者や地域の担い手である農業者が経営規模の拡大や農産物の加工、流通、販売などの経営の多角化に必要となる農業用機械等の導入に対する支援を全額道の補助を受けて行うものであります。

次に、20ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費のうち、中小企業等振興補助金17万2,000円の補正は、砂川市中小企業等振興条例に基づき、商店街店舗整備事業として西1条南4丁目の飲食店に対し、空き店舗店内改装費の3割を助成するものであり、商業街路灯設置費補助金3,399万円の補正は、中心市街地の商業環境の整備と活性化を図るための商業街路灯の老朽化が著しいことから、国の補助を受けてLED街路灯への建て替え事業を行う商店会に対し、砂川市商業街路灯補助規則に基づき、助成するものであります。

次に、22ページ、10款教育費、6項1目給食センター費で一つ丸、学校給食の実施に要する経費の暖房用ボイラー改修工事費231万円の補正は、平成10年の開所時から使用している暖房用ボイラーが15年を経過し、修繕を繰り返しながら使用してきましたが、基板部分に故障が発生し、修理ができない状況となったことから、改修するものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明を申し上げます。14款国庫支出金で75万6,000円の補正は、生活保護適正実施推進事業に係る補助金であります。

15款道支出金で525万円の補正は、経営体育成支援事業に係る補助金であります。

18款繰入金で3,682万9,000円の補正は、財政調整基金からの繰り入れにより財源調整するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 議案第2号 平成25年度砂川市病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、第1条は、今回の補正予算を第1号とするものであります。

第2条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、本文括弧書き中「不足する額5億3,975万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金5億

3, 975万7, 000円」を「不足する額5億3, 505万7, 000円は、過年度分損益勘定留保資金5億3, 505万7, 000円」に改めるものであります。これは、資本的収入で1億7, 970万円を増額し、収入の総額を9億5, 300万7, 000円、資本的支出で1億7, 500万円を増額し、支出の総額を14億8, 806万4, 000円とするものであります。

第3条は、予算第5条に定めた企業債の補正であります。ハイブリッド手術室増設事業分で1億7, 970万円増額し、総額5億7, 990万円に限度額を補正するものであります。

2ページをごらんいただきたいと存じます。第1項企業債1億7, 970万円の増額は、ハイブリッド手術室増設事業によるものであります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。1項建設改良費1億7, 500万円の増額は、2目院舎改修費でハイブリッド手術室増設に伴う工事費等によるものであります。

13ページをごらんいただきたいと存じます。こちらの附属説明資料につきましてご説明申し上げます。向かって左側の改修前につきましては、現在の本館3階中央手術室の平面図を示しており、改修予定の部分を枠線で囲っております。これを向かって右側の改修後でお示ししたとおり、ハイブリッド手術室、機器操作室及びコンピューター室などを増設するものであります。また、手術室の増設に伴い、手術室スタッフ用の休憩室などの位置も移設するものであります。

6ページから11ページについては、関連資料でありますので、ご高覧いただきまして、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第4号及び第3号の一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

増山裕司議員。

○増山裕司議員 (登壇) 今回の砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例で提案のありました国家公務員の給与削減法案に対する砂川市職員の給与削減につきまして、何点か伺います。

この件に関しましては、さきの3月定例会市議会においても全会一致で自治体財政の確保と地方分権の確率を求める意見書を国に対して提出しており、また地方六団体も声明を出していたところです。

質問の1点目、今回のこのような国からの要請は、憲法第92条で保障されている地方自治の本旨をも否定するものとするが、どのようにお考えか。

2点目、国の要請においてラスパイレス指数を100未満にせよとのことと考えるが、国ではあくまでも各自治体の判断とし、ペナルティーは科さないとの話だったと記憶しているが、いかがか。

3点目、仮に砂川市が国の要請を無視した場合の想定されるペナルティーは、どのようなものが想定されるのか。

4点目、削減額がかなり大きな額となり、市内経済に与える影響も大きいと思うが、いかがか。

以上、1回目の質問とします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 4点ご質問をいただきましたので、順次ご答弁を申し上げます。

初めに、1点目の今回国から要請されていることが憲法第92条で保障されている地方自治の本旨をも否定するものではないかのご質問についてであります。本市におきましてはこれまでも財政状況を見きわめながら行財政改革を実施し、職員の定数や給与の削減を行ってきたところであります。地方公務員の給与について国家公務員に準じた減額支給措置を求める国の要請は、こうした独自の取り組みの成果を顧みることなく、一方的に行われたものであると受けとめているところであります。地方六団体におきましては、平成25年1月27日に、「地方公務員の給与は公平、中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき、地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは地方自治の根幹にかかわる問題であり、ましてや地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではない。」との共同声明を発しており、厳しく批判しているところであります。このように、今回の要請は地方公務員の給与はそれぞれの地方公共団体がみずからの権限と責任において主体的に決定するという地方自治本来のあり方、すなわち地方自治の本旨に照らして不適切なものであると考えているところであります。

続きまして、2点目の国はあくまでも各自治体の判断としてペナルティーは科さないとの見解であったことについてであります。国はラスパイレス指数が100を超えている自治体に関して、平成25年3月19日の衆議院総務委員会において、給与削減を実施しなくてもペナルティーは科さないと総務大臣が答弁をしているところであります。しかし、国は、3月以降、給与減額支給措置の取り組み状況について随時調査を行っており、各自治体における削減実施の有無について注視している状況にあります。このようなことから、今後はその結果が何らかの形で影響を及ぼすこともあり得るのではないかと考えているところであります。

続きまして、3点目になります。仮に砂川市が国の要請を無視した場合に想定されるペナルティーについてであります。例えばラスパイレス指数が100を超える自治体が国と同程度の給与水準へ削減しない場合には、個別緊急の財政需要に対しても財源措置ができるものとみなされ、特別交付税の交付などに影響する可能性があるのではないかと想定しているところであります。また、全国的に国の要請に応えない自治体が多数に上った場合には、近年は疲弊してきた地方財政への配慮から上積みされてきた地方交付税の総額が減額されることもあり得ると懸念しており、これらが今後の市の財政運営に影響を及ぼし、さらには市民の負担となつてはね返ってくることも危惧しているところであります。

続きまして、4点目の市内経済に与える影響についてであります。就業人口における公務員の比率が高い本市におきましては、今回の給与削減の実施による影響は大きいものと考えております。特に長引く景気低迷の影響を受け、地域経済の活性化やデフレ脱却が喫緊の課題となっている中、今回の給与削減の合計額は約1億600万円と見込んでおり、さらには消防組合等の給与も削減となりますので、具体的な影響ははかり知れませんが、生計費の減額が職員の消費マインドを冷え込ませる可能性は高いものと考えているところであります。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 今回の国の地方公務員給与の削減は、地方交付税を一方的に削減し、憲法92条でうたわれている地方自治の本旨に反しており、地方自治法にも反した行為で、国と地方の信頼関係が大きく崩れたものと考えます。答弁の中で、職員給与を減額しなければ特別交付税の影響や、さらには市の財政運営にも影響し、市民負担の増が懸念される、また、市内経済にも大きな影響を与えるとの答弁でした。砂川市においては、過去に数度の行財政改革を行い、その都度、職員給与においても協力してきた経緯があります。今回本当にこのような職員給与の減額措置しか方法がなかったのか、いま一度、理事者の考え方なり、思いを伺います。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 (登壇) 私のほうからご答弁を申し上げたいと存じます。

職員給与について減額措置しかなかったのかというご指摘であります。今回の国が行った地方交付税を盾に地方公務員の給与削減を迫る行為は、議員ご指摘のとおり、憲法で保障している地方自治の本旨、いわゆる住民自治、団体自治への侵害であり、強引なやり方にはまことに遺憾であり、煮え湯を飲まされている思いであります。できることであれば給与削減は避けたかったという思いではありますが、それについては若い職員は手取りも少なく、家賃も高い状況の中での生計、あるいは係長、管理職は子供に係る費用や住宅ローンの返済などにも影響が出るものであります。生計を切り詰めるために経済、消費にも大きな影響が生じるものと思っております。しかし、そうはいつても、現実地方交付税が減らされて交付されるのは事実であります。当初は一定の算出による削減額でありましたが、

その後ラスパイレス指数の基準を示して100以下を迫られたものであります。この基準をクリアするには、給与削減しか道はございません。削減しないことによるペナルティーはないとはされておりますが、しかし財政的に余裕があるとみなされ、あるいは特別交付税措置や今後の骨太方針の素案にもありました地方査定して交付税を配分するというようなところにも影響が出るのではないかと懸念しているところでもございます。どちらにしても、砂川市の歳入の40%を占める交付税が先々減少するとどのようなようになるか、先々を見据えると、この砂川市をやはり守っていかなければならない。私たち公務員という使命の中には、住民負担の増やサービス低下を防ぐために、その使命として市の財政も守っていかなければならないという判断をしたところであります。職員には大変厳しい思いをさせることとなりますが、苦渋の選択であり、決断でありました。ラスパイレス指数が言われる以上、給与減額しかすべがなかったということをご理解賜りたいというふうに存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 議案第4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について総括質疑をさせていただきます。

ただいまの増山議員の質疑との重複もあるとは思いますが、改めてお伺いしたいというふうに思います。今回の政府の地方公務員削減措置に対しては、先ほども答弁がありましたように地方六団体が強く抗議をしております。また、全国市長会も緊急アピールを発表して、地方公務員の賃金は各自治体が自主的に決定すべきものであり、地方固有の財源である地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いることは地方の財政権を侵すものと述べ、厳しい地域経済を回復軌道に乗せるためにも地方公務員の給与削減は極めて問題であると、そして経済界に対して民間給与の引き上げを要請している政府の立場とも矛盾すると言わざるを得ないと強く批判をしております。さらに、地方公務員の給与決定については、地方財政審議会が地方公務員の給与は地方公務員法に定められる諸原則や人事院勧告を踏まえ、それぞれの自治体の議会で十分議論された上で条例で定められるものとする報告されております。したがって、今回の政府のやり方は、先ほども言われましたように憲法92条の地方自治に違反するとともに、地方の主権を侵すものではないかと思いますが、所見をお伺いします。

それから、2点目に、道内や近隣市町村の多くは削減していないのに、なぜ砂川市は削減するのか、他の市町村の状況もあわせてお伺いをしたいというふうに思います。

3点目に、これも増山議員の質疑と重複するところもありますが、政府自身が今デフレ脱却を旗印に財界に労働者の報酬引き上げを要請しているときに、巨額の人件費削減を地方に要請するのは矛盾のきわみであります。地方公務員給与の削減による経済へのマイナス効果は1兆2,000億円とも言われ、地域経済に重大な影響を与え、民間の賃金引き下げにも連動すると言われております。地域の民間給与への影響と砂川市内の経済に与える

影響について、改めてお伺いをいたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 3点ご質問をいただきましたので、順次ご答弁を申し上げます。

初めに、1点目の地方自治の根幹にかかわる問題で、地方の主権を侵すものではないかとのご質問についてであります。総務省の所管であります地方財政審議会は平成25年1月18日に、今後目指すべき地方財政の方向と平成25年度の地方財政への対応についての意見といたしまして、「地方公務員の給与のあり方については地方の意見を十分に聞いて慎重に対応すべきであり、政府として要請を行う場合にも地方公務員の給与決定の仕組み等を踏まえなければならず、また給与水準の見直しが単に国の歳出を抑制するために行われ、地方の一般財源が削減されることは適切ではない。」といった見解を示したところであります。また、全国市長会におきましても、平成25年2月20日に「地方公務員の給与は公平、中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき、地方が自主的に決定すべきものであり、ましてや地方の固有財源である地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いることは地方分権の流れに反し、地方の財政自主権を侵すものであり、またこれまで国を上回って市町村が行ってきました10年間で1兆6,000億円の総人件費の削減、13万人の人員削減の行革努力が全く反映されていない。」などとする緊急アピールを発出し、国の要請に対して厳しく批判をしているところでもあります。このように、今回の要請につきましては地方公務員の給与はそれぞれの地方公共団体がみずからの権限と責任において主体的に決定するという地方自治の根幹にかかわる問題であり、地方自治の本旨に照らして不適切なものであると考えているところであります。

続きまして、2点目であります。道内の近隣の市町村の多くが削減しない中、なぜ削減するかのご質問についてであります。平成25年5月31日付の北海道新聞の報道によりますと、道内179市町村中、給与削減を行うとした市町村は約40%の72市町村、給与削減を行わないとした市町村は約23%の41市町村であり、検討中とした市町村は約37%の66市町村となっているところであります。このうち各市の対応に限りますと、35市中、給与削減を行うが43%の15市、給与削減を行わないは約20%の7市であり、検討中は約37%の13市となっております。自治体によって給与削減への対応が異なる大きな要因といたしましては、国は一律に国家公務員と同様の給与削減を求めているのではなく、ラスパイレス指数を基準として100を超えている自治体に対して100以下となるよう要請しているところであり、給与削減を行わないとした7市のうち6市につきましてはラスパイレス指数が100以下の市となっているところであります。当市におきましてはラスパイレス指数が107.9となっておりますので、国と同程度の給与水準へ削減しない場合には個別緊急の財政需要に対しても財源措置等ができるものとみなされ、特別交付税の交付などに影響する可能性もあるのではないかと懸念しているところであります。

これらが市の今後の財政運営に影響を及ぼし、市民負担等へはね返ることを危惧いたしましたところから、削減するとしたところでございます。

続きまして、3点目の地域の民間給与への影響と市内経済に与える影響についてであります。今回は、給与水準の抜本的な見直しではなく、9カ月と期間を限定した削減であり、市職員の給与動向が地域の民間給与に直接影響を与えるかどうかは不明と考えているところであります。先ほど増山議員の質問にもご答弁を差し上げたところでございますが、今回の給与削減の合計額は約1億600万円と見込んでおり、具体的な影響については直接ははかり知ることはできませんけれども、職員の生計費の減少が消費への影響を与えることが考えられますので、市内経済には大きな影響を与えるものと考えているところであります。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 先ほどの答弁や今の答弁にありますように、今の国のやり方は地方の財政権を侵し、地方主権を侵すものだということでは認識は一致したものだというふうに考えております。ただ、今決めていないところもあるけれども、全道の市町村でまだ40%近くしか削減しないと。砂川市議会は早いですから、これからほかはどうなるかわかりませんが、砂川市の議会の対応が全道の市町村にも大きな影響を及ぼすことになるだろうというふうに私たちも思っているところであります。

2回目にお伺いしたいのは、地域の経済を支えている一つが地方公務員の購買力だというふうに言われています。特に砂川市のような人口が減っていつている地域では、地域の購買力は公務員の皆さんの給与に支えられているのが多いわけで、そこで今回の削減によって職員の消費意欲と、それから労働意欲が落ちるのではないかという心配をされていますが、その辺はいかがお考えなのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、2点目に、今回の給与削減で1億600万、地方交付税の削減はどのぐらいになるかはわかりませんが、地方交付税の削減と今回の給与の削減との地域経済に及ぼす影響を比較されておるのかどうなのかお伺いしたいと思うのです。先ほど述べましたように、今回の給与削減による地域経済へのマイナス効果は、全国的に1兆2,000億円というふうに言われて、地域経済に大変大きな打撃を受けるのではないかというふうに言われておりますので、そのあたりのお考えをお伺いしたいと思います。

最後に、今回の国のやり方は、2年間としている国家公務員の給与の削減期間ですけれども、これを延長するという主張も今政府内から出てきて、今回だけの問題にとどまらない危険性があるというふうに言われております。今回政府の方針に従うと2014年度以降も削減が迫られることになるのではないかという心配がありますが、そのあたりはどのようにご認識されているのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 何点かご質問がございました。もし答弁漏れ等がありましたら、

ご指摘いただきたいと思います。

まず、1点目の給与削減に伴います職員の消費意欲と労働意欲が落ちるのではないかということにつきましては、現在景気の低迷の中、アベノミクスですか、そういう中で景気が若干回復傾向も見受けられる。また、来年からは現行の予定では消費税が上がるという状況の中で、今消費の拡大というのが本来求められているところではあると思います。その中で、基本的には政府は民間の給与の水準が上がるようにということでいろいろな政策等がとられているところでありますので、今回の措置につきましてはそれに反する形になるというふうに考えています。職員の消費意欲につきましては、基本的にはそのような本来であれば来年に向けて消費意欲が高まる中、このような給与削減ということにつながりますので、基本的には消費が落ち込む、こちらについては間違いないことだというふうに思っております。あと、労働意欲の部分につきましては、今回の措置は国からの要請に基づく措置の中で、職員等の理解も得ながら、今回はラスパイレス指数100を切るという中で削減をさせていただきました。この点につきましては、職員に理解を得た中、進めているというふうに考えておりますので、職員につきましては今後の砂川市の財政状況を見据えた中、苦渋の選択として職員も受け入れたというふうに考えておりますので、特にその点労働意欲につきましては問題はないものと信じているところでございます。

続きまして、地方交付税と給与の削減との比較ということになっております。今回の地方財政計画におきましては、地方公務員の給与を削減するというところで、それに対する地方交付税の削減をということで進められてきているところであります。それにかわる新たな費目で地域の元気づくり推進費という費目、あるいは防災に対する費目が増額計上されているところではございますけれども、現行といたしましては地方交付税は総額で削減になっておりますので、砂川市におきましても削減になるというふうに考えているところであります。現状の試算といたしましては、給与削減が交付税の削減を上回るのではないかという試算をしているところでございます。当初予算ベースでは、地方交付税の削減は国のほうでモデルとして試算方法を示された中では7,500万円程度は削減するのではないかということで予算計上、当初予算の地方交付税といたしましては減額計上したところでございます。それに対しまして給与の削減は、先ほどご答弁させていただきましたけれども、全会計を合わせますと1億600万という形になります。これに消防組合の職員の給与も減額になりますので、砂川市の負担金の部分等も減少するというふうに思っておりますので、交付税の減少を上回る減少幅になるというふうに考えています。考え方といたしましては、地方交付税の減少幅に応じた給与の削減という方法も考えられたのではないかというふうに思っておりますけれども、国から求められたのはあくまでもラスパイレス指数を用いた今回の給与削減という考え方ですので、このような形で削減をさせていただいたという形になっているところでございます。

3点目になります。続きまして、今回の措置につきましては、国家公務員の給与の措置

につきましては24年度、25年度の措置というふうになっておりますけれども、それらが延長されるかどうかということにつきましては、国のほうの考え方といたしましては、来年度今の現状でいきますと消費税がアップするという状況になっている中で、公務員の給与が復元するのはいかななものかという考え方があるというふうにも一部聞いているところでもございます。これらが直接地方公務員の給与に結びつくかどうかは別な状況になっておりますけれども、今後地方といたしましては、国と地方の協議の場というものがございまして、そちらについて地方公務員の給与のあり方について検討するということになっておりますので、その中で検討されることになるかと考えておりますので、現状といたしましては今回の国家公務員、地方公務員の給与削減が今年度までのものであるかどうかについては、現状といたしましては不明なところであると考えているところでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 これは市長が提案されていると思いますが、市長も本来であれば不本意な中身で、先ほどから答弁あることだというふうに思っておりますけれども、今最後の総務部長の答弁にもありましたように、2年間でしたよね。国家公務員の給与が1年終わった後なのですけれども、さらに国の骨太方針、その他では2014年度以降も継続するのではないかとこのように言われていると思うのです。そうすると今回だけにならない可能性があるのですけれども、そんなことは絶対させてはならない。今回のことも極めて問題なのですけれども、そういうことは絶対させてはならないし、そういう点で国の財政的な圧力に屈している場合には今後どんどん、どんどんそういうふうに国からの圧力が強まって、地方交付税を盾に地方への削減、あるいは迫ってくる危険性や可能性があるのではないかとこのように思いますが、そういうことは絶対させないよう国に対して、あるいは全国市長会を初めとしながら、市長自身も国の関係機関に対して強く要請をしていっていただきたいと思いますが、その辺のお考えについて最後にお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 大きなくくりでご答弁を申し上げたいというふうに思うわけですが、私が今回決断した理由は、過去の総務部長の時代から三位一体改革を経験してきたと。その中で何とか砂川の財政を守り、この近隣の状況とは違う財政状況をつくりながら市内経済を守ってきたと。今回地域経済を守る最善の方法は一体どういう方法なのだろうかと、私は正直言って随分悩みました。1つには、砂川市は総務省に助けられながら生きてきたまちであると。それは、単に過疎債ということではなくて、平成15年から10年間総務省とつき合ってきたわけですが、この市立病院、全国初、まさにウルトラCと言えるわざでございまして、過疎債を総務省の力で充てていただいたと。また第3次救命救急センター、このときにも特別交付税、普通交付税で大きく措置していただいて、このおかげで砂川市立病院は黒字になっているのが現状でございます。また、救命救急センター指定のときには特別交付税、これは基準

日はたしか4月1日だというふうに記憶してございますけれども、砂川市は12月に開設していると、4カ月間投げられたわけですが、これも総務省にお願いしたところ、いわゆる日割り計算で砂川市には4,000万ほど充当されたと。総務省との関係の中では、砂川市は大いに有形無形で経済的には助けられていると。財源を見つけてくるのは、これは市長の仕事であると。そういう観点から今後も総務省にはお願いしていかなければならない、まだまだ要望する、これは、いろいろありますけれども、結果で言えるのですけれども、要望している段階で言うとほかの市町村にも聞こえてしまうので、内部的なものでございますから、余り申し上げないわけですが、もう一つは、国のほうは公務員の給与削減を言ってきてございますけれども、それは財務省のほうも総務省のほうに圧力かけていると。しかし、総務省は、基本的には地方を守る立場にあると。だから、交付税の額は財源がなくて落としてきても、臨時財政対策債を加味しながら、何とか地方の一般財源は守っていこうというのが総務省の考えでございます、今総務省が一番恐れているのは、総務省がつくっている地方財政計画、これは公共事業だとか人件費とか積み上げて算出されるわけですが、国というか、財務省なり政府自民党に、総務省の言っている地方財政計画は全然意味ないではないかと、人件費はこうやって言っても落とさないではないかと、そう言われる口実を総務省は与えたくないというのが本音でございます。ですから、総務省の願いは、今回については何とか協力してほしいと、これは個別に私は聞いてきているのでございますけれども、そして何とか総枠は守っていききたいというのが総務省の本来の思いでございます。

三位一体のときに我々は大変苦しい思いをして、この近隣の状況は議員の皆さんもご承知のとおり、人件費を20%落としても公共事業をゼロにしなければならないというところがいっぱいあったわけですが、砂川市も、2年間ですけれども、5%落としましたけれども、それは復元させました。公共事業は、その間ずっと守ってきた。いかに財政をきちんと守っていかないと、その後にもっとひどいことが起きるといっているのを私は目の当たりにして見てきたわけですが、この決断の背景には地域経済を守る、それに伴って職員の人件費も守る最善の方法というのは、やはり大きなくりで市長は決断しなければならないと、そういうことで今回の決断に至ったわけですが。

来年以降の話になります。私は、安倍総理のもともとの第1次安倍内閣で言っている内容というのを承知してございます。やっぱり東京の方です。地方の現状というのはわかっておられないと、小泉さんと同じように。ただ、小泉さんのときには余りにも交付税を落とし過ぎて地方の反乱が起きたということで、その辺はどういう感じでののか。いわゆる第3の矢と言ってございますけれども、もともと第4の矢というのは参議院選前には恐らく出さないでおこうというのが政府の考えだったと思うのですが、いわゆる財政規律、第4の矢が出てくるだろうと。それは何か、歳出、生活保護も含め、社会保障費も含め、地方交付税も含めて削減していくと、歳出を徹底的に切り詰めていくというのが第

4の矢でございます。それは恐らく、これは私の想像というよりも、もう新聞でもそろそろ出てきましたので申し上げますけれども、交付税の削減は恐らく安倍総理大臣の中には入っているだろうと。どこまで来るかはわかりません。ただ、公務員の人件費というのは2年間という法律の時限立法でございますから、これは恐らく来年で切れるでしょう。第4の矢の中でどういうふうに出てくるかについては、具体的には参議院選以降でないといわれないという状況でございます。

ただ、地方がそのまま国の力に屈するののかといえ、三位一体のいわゆる小泉内閣の末期、地方が反乱起こしたように、前回の全国市長会で森会長が言っておりました。全国815の市は団結しなければならないと。みんな自民党系の首長なのですけれども、そこまで地方は怒っているというのが現状で、会議の中でもかなり過激な発言がいっぱい出てきたのですが、これをやられることによって地方はどんどん疲弊していくという危機感が地方の都市の首長にはかなりそういう思いが強いということで、来年以降どういう形になっていくのかとなれば、そうそう国の言うとおりにやっていると地方はますます疲弊すると。ただ私は、財源を何とか確保して、それ以上悪い状況に、地域経済を悪い方向に持っていないというのがやっぱり市長の重要な責務、それが最終的には砂川を守る方法というふうを考えておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

ちょっと答弁抜けているところがあったかもしれませんが、以上答弁にかえさせていただきます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 私も総括を行います。

お二人の議員さんの質疑で大体私の聞くとところはダブっているというふうにも思っているのですけれども、ただ、今までの質疑応答を聞いている限り、憲法違反だったり、あるいは行政は苦渋の選択だったりというようなお答えばかりで、何でここまで、議員さんは憲法違反と言っているし、行政のほうは苦渋の選択だ、不適切だと言っているのにこれやらなければいけないのかと、正直みんな反対してやるかというふうなやりとりをして、そういうふうにも思っていました。ところが、今最後の市長の話聞いて、ほぼ納得ができたのですよ、なるほどなど。市長は総務省に何回も行かれて、直接いろんな話を聞かれて、いろんな見えない圧力なり、そんなものを感じながらきつとこういうことをやってこられたのだろうというふうには今の言葉で想像はできるのです。

ただ、私は今回やり過ぎではないかと思うのです。先ほどからの質疑、答弁の中で、削減額は大体1億600万ぐらいだというお話を聞きました。交付税の削減のこともお伺いしようと思っていましたけれども、大体予想できる数字としては7,500万ぐらいではないかと。つまり交付税の削減よりもさらに踏み込んで給与の削減をしようという今回のあらわれなわけですよ。そもそも今までのお話でいけば、ラスパイレース指数がうちは107.9で、これを100というのが一番ネックだったところだろうと、頑張り切れない

ところだったのだろうというふうには私は想像するのですけれども、ただそのラスパイレス指数というのはあくまでも一般行政職ということだと私は思うのです。一般行政職が107.9のところを100にするというところで総務省も何とか落ちついてくれるのではないかというふうにも思うわけです。ところが、今回はそのラスパイレス指数に入っていない部分の医療職の看護師さんであったり、あるいはレントゲン技師さんみたいな技師の部分までもやっけてしまっているのです。もう一つ、消防職員にも影響が出てくるということにもなります。消防職員の場合は、砂川市だけの話ならいいのだけれども、広域でやっているから、ほかのまちは本体は落とさない、でも消防職員が落とされるという可能性が出てくる。これは余りにも今回のこのことで他市町の話にまでもなってくるし、一般行政職のラスパイレスをもとにしながらも、ほかのところの職員までも痛めてしまっていると。そして最終的にいえば市内経済にもとても大きな影響があると、こんなふうな形になっていくわけなのですけれども、そここのところは市長、もう少し上手にやれなかったのかと。市長は正直な人だから、ここいったらみんなもいかなければいけないのではないかという思いなのかもしれないのですけれども、私はもうちょっと、せめて交付税の削減額と見合う分ぐらいをやっておけば、地域経済に対する影響も少し減らすこともできると私は思っているのですけれども、この辺のところは、もうどうにもならないのですかね。ここまで大きく削減をしていかないと今回は無理だったのかどうかということ、先ほどかなり本音でしゃべっていらっしやったので、今のまんまでいくと議員さんたちも反対するのではないかなという雰囲気があるので、そこら辺のところを質疑をしたいと思っています。

それから、議案第3号の関係なのですけれども、これはどなたも質疑はされていなかったのですけれども、今回は善岡市長を初め特別職の給与の削減も同時にされるということになっているわけなのですけれども、プレスでこの前かなり、ラスパイレスも107.9が今回のことで99.9になるとか、いろんな情報があるので、大分1回目の質問をしないで済んだというところがあるので、ただプレスの中で善岡市長は今回の削減について、東日本大震災を名目としている以上、職員だけに負担をさせられないというようなコメントを載せられているのです。ところが、この条例の改正理由の中では、砂川市の財政状況及び地域の経済事情を考慮して自分の給与に関しても上乘せ3%を行うのだという理由になっているのです。東日本の関係と、それからこの提案理由に書かれている砂川市の財政状況や地域経済の事情ということとの関連、その辺のところをお伺いをして1回目の質疑を終わりたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 何点かご質問がございました。

まず、議案第4号のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。まず、交付税額と職員給与の削減の部分について初めにご答弁をさせていただきたいと思います。今回の地方交付税の削減につきましては、先ほど土田議員の質問の中でご答弁させていただきま

したけれども、人件費相当分の普通交付税の影響額といたしましては、国から示された試算方法というのがございまして、それに基づきまして、前年度分の基準財政需要額のおおむね1.2%が削減というふうに示されましたので、約7,500万円の減と見込んだところであります。また、それにかかります地域の元気づくり推進費というものは、これは過去の人件費の削減等の影響によりまして、砂川市のラスパイレス指数に対応するものなどを含めると約1,300万円の地方交付税の増というものがあります。差し引きいたしますと6,200万円の減というふうに見込まれるところでありますけれども、当初予算といたしましてはこのような形のベースで計算をしているところでございますけれども、実際砂川市の普通交付税に関しましては、例えば病院事業に係る普通交付税の算入率が高いですとか、公債費がほかの団体よりも高いという部分がありますので、実際にはこのような状況にはならないというふうには考えていますけれども、これらの普通交付税の影響額につきましては、基本的には詳細な計算方法が公表されるかどうか分からない状況にありますので、実際の影響額については、なかなかつかみ切れないところでございます。これらにつきましては、今後7月の地方交付税の算定後には国のほうから示されるのではないかと見込んでいるところでありますけれども、特に影響額は現状といたしましては正式につかめていないところでございます。

このような状況のもと、当初の砂川市の考え方といたしまして、人件費の削減につきましてはこれらの地方交付税の影響額をベースに給与の削減額を計算するという方法もあろうかなというふうに内部的には検討を進めてきたところでございますけれども、その後あくまでも国の考え方といたしましては、24年度4月1日現在のラスパイレス指数をもとに、その100を超える部分については国と同様の数字になるようにということですので、100、それを下回る数字にすることが今回の国の要請だということが明らかになりましたので、これに対応するものとして検討いたしまして、このような削減率の中でラスパイレス指数が99.9という状況になっておりますので、このような状況の削減幅となったところでございます。

あと、この中で医療職の給与の削減というご質問もありましたけれども、基本的には今回の国の国家公務員の給与の減額につきましては、全ての職種に適用されているところであります。削減率につきましても国の行政職給料表の適用の職員と同様のものとなっておりますので、あくまでも国の要請は国家公務員の給与の支給水準に準じる措置というものを求めていますので、その点につきましては、実際的にはラスパイレス指数は行政職の職員の給与にかかわるものでありますけれども、同様な形で国家公務員の医療職の削減もされておりますので、砂川市といたしましても削減の必要があるという判断をしたところでございますけれども、医療職（1）表、これは医師になりますけれども、医師につきましては今地域医療の確保のために医師の確保が非常に厳しいという状況がございまして、この点につきましては見送りという形でさせていただいたところでありますけれども、医

療職（２）表、（３）表につきましては、同じような形の中で人材の確保という課題はありますけれども、この点につきましてはご理解をいただいた中で、行政職の半分の率の中で、級別に半分の率で削減をさせていただくという対応をとったところでございます。

また、消防職員、あるいは砂川市であれば衛生組合の職員も同様なのですが、一部事務組合の職員に関しましても、こちらにつきましても基本的にはラスパイレス指数というものは該当にならないものでありますけれども、国の要請といたしましては一部事務組合職員についても同様の減額措置を求めているという状況がございますので、例えば消防組合であれば構成団体が違いますので、ラスパイレス指数が100を割っているということで今回給与削減されない団体等もございましては、こちらにつきましても給与の水準につきましては砂川市の職員に準じている給与の水準という形になっておりますので、この点につきましては一部事務組合の職員につきましても削減をさせていただくという考え方になっているところでございます。

あと、最後になります。議案第3号の部分になります。改正理由につきましては、砂川市の財政状況及び地域の経済事情も考慮し、という形になっております。今回の特別職における給与の削減につきましては、一般職員につきましては地方公務員給与費に係る地方交付税が削減される状況を見据え、市の財政運営に影響を及ぼすことが懸念されることから給与削減を行うとしたことから、特別職においてもみずから範を示すために同様に給料月額を削減する必要があると判断したところであります。今回の一般職の給与の削減の基本的な国の要請の考え方につきましては、地方公務員の給与の削減については地方公務員の給与が高いから、あるいは単に国の財政事情が非常に厳しいから行うものではないという形をとっております。これらは、ラスパイレス指数を盾に国が求めている要請内容とは若干矛盾するところがあるかなとは思いますが、このような要請になっております。また、今回の削減につきましては、あくまでも現下の最大の使命であります日本の再生に向けて国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要がある中、当面の対応策として緊急にお願いするというふうになっております。この中には、東日本大震災の地域の再生というものも含まれた中という形になっております。これらを総合いたしまして、表現といたしましては砂川市の財政状況及び地域の経済事情も考慮するという表現にさせていただいたところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の2回目の総括質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の2回目の総括質疑を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 2回目の質疑になるのですけれども、とりあえず今回の職員の給与削減というのは、何となく国の圧力に屈してしまって、地域経済にもとても悪い影響を与えつつもやらなければならないという、本当にたちの悪い、前向きでない削減のような気が私はするのですけれども、ただ市長のいろいろな話を聞いていくうちに、そこで意地張って頑張っても今後の総務省なりのいろいろなことを考えていくと何とかしていかなければならないというような話を聞いて、私は賛成をしようと思うのです。ただ、本当に先ほどから質疑の中でも、また答弁の中でも出てきた憲法違反に当たるかもしれないようなこの削減に賛成するとなったら、やっぱり議員もただで黙っているわけには私はいかないと実は思っているのです。だけれども、この私の思いは今回はなかなか形にすることはできないのかなと、今はまさにじくじたる思いではあるのですけれども、ただ、これ市長答えなくてもいいのですけれども、市長にちょっとお伺いするのは、今回みたいにこういう本来交付税の削減分だけすればいいのにそれ以上のものをやっていくということは、残ったお金であるわけですね。実質的に幾らかというのは大体6,000万から、もしかしたら7,000万ぐらいになるかと思うのですけれども、今回は別にしても、例えばこういう削減のものをもうちちょっと市民にわかりやすいような有効な活用ってできないものかなとずっと思うのです。削減するのだけれども、その分は職員がもらって、例えば市内限定の商品券をそのかわりに渡すだとか、あるいは基金に積むのであるならば、ただ色のついていないお金としての基金というのではなくて、あした一般質問するのですけれども、例えば新庁舎の建てかえのための基金に積むとか、何か職員たちが苦勞して削減したものを目に見える形で、それこそ市民の皆さんも職員も頑張っているというようなところをわかっていけるような、そういうやり方というのはどうしてもできないものかどうか、これ最後にお伺いして終わりたいと思うのですけれども。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 削減になった分について、どのような形で市民の皆さんにわかるような形で削減分をとということのご質問でありました。

まず、商品券の部分につきましては、基本的には給与は現金で支給するというのが原則でありますので、そこは非常に難しい問題なのかなというふうに思っています。削減した分を戻すということになると、また別な形になろうかと思えますけれども、その点は難しいのかなというふうにも思っております。あと、基金につきましても、現状でいきますと給与削減分については歳入歳出差し引きということで、剰余金の形の中で基金に積みさるというような形になるのが一般的な形であります。庁舎のお話もありましたけれども、現状といたしましてはそのような基金も設けておりません。現状の中では、実際に削減分が明らかにできるかどうか、その点についても若干不明なところもございます。現状といたしましては、そのようなことでなく、一般財源が若干減少したというような中の処理になろうかなというふうに考えているところでございます。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号及び第3号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号及び第2号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、議案第1号、一般会計補正予算での商工費、商工業振興対策に要する経費の中での商業街路灯設置費補助金が提案されておりますので、このことについて質疑をしてみたいと思います。

まずは、今回の提案、商店街の老朽化した街路灯が建てかえられ、国からの補助、そして市からの補助、支援を受けて新しくLED照明となるということについては、商業街路灯を維持管理している各商店街にとっても待ち望んでいたことであると思います。そういった点では、大変意義あるものであるというふうに私は考えております。

それでは、2点について質疑をさせていただきたいと思います。まず、1点目ですけれども、現在の商業街路灯の電気料金についてということでお伺いしたいと思うのですが、現在は100%補助されているわけですが、今般の街路灯建てかえにより新しくLED照明となり、設置されていくわけですが、このことにより電気料金の補助はどのようにしていくのかについて考えを聞かせていただきたいと思います。

2点目については、先ほど提案説明の中にもありましたけれども、商業街路灯、大変老朽化をしておしまっているということから、場合によったら老朽化によつての倒壊が起きたり、支柱が亀裂とかひびが入って倒壊の危険性があつたり、さらには危険性があるということからもう既に撤去してしまっているというような、そんな状況での老朽化でありました。そういったことから、安全性ということの考えから、商業街路灯の支柱並びにLED照明の部分というのはおおむねどのぐらいの耐用年数をもって今回考えられているのか。

この2点についてお伺いをしたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 東 英男君 経済部審議監。

○経済部審議監 田伏清巳君（登壇） それでは、初めにご質問の1点目、商業街路灯の電気料金の補助についてご答弁を申し上げます。現在、商業街路灯の電気料は、砂川市商業街路灯補助規則に基づき、当該街路灯を維持管理する商店会などの12団体に対し年間電気料の100%を補助しているところでございます。この補助率について、ことし3月にこの12団体が新たに設立した砂川市商業街路灯管理協議会と市との話し合いの結果、今回LED化により電気料金の負担が大きく軽減されること、さらに町内会の防犯灯に係る電気料の負担との整合性を図りたいとのことに加えて、今回の建てかえが国及び市の補助により実施されることを踏まえ、LED商業街路灯の建てかえが終了した時点で市の補

助を年間電気料の80%とし、管理する商店会などの団体が20%を負担することをご了解いただいているところでございます。

続きまして、2点目、商業街路灯の耐用年数についてご答弁を申し上げます。商業街路灯の設置者であり、工事発注者である商店会によりますと、今回設置される街路灯は地中の基礎部分が1.3メートル、地上の高さが5.5メートルの鉄柱で、高さ5.15メートルの部分に32ワットのLED照明が2灯つき、これは水銀灯に例えると200ワットを超える明るさで歩道部分を照らすことになり、さらに鉄柱には腐食による倒壊防止のための亜鉛塗装を施し、その上からダークグレー塗装しているとのこと。ご質問の耐用年数につきましては、支柱部分が約30年、LED照明部分が6万時間で約13年とお聞きしているところでございます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今回新しくLED照明ということで商業街路灯が建てかえられていくということから、電気料金の関係ということで今改めて聞かせていただいたところであります。今までは100%補助であったものがLED照明の工事が終了した時点で80%は市で負担して、20%は管理をしている団体が負担していくといったことの答弁だったのかなというふうに思います。この辺は12団体、管理協議会のほうとも、もう既に話し合いもされて、そういう方向であるということですので、このことについては皆さん了解し合っているということであるというふうに私も今の答弁を聞かせていただいた中で理解をさせていただきます。

そこで、砂川市商業街路灯補助規則では第4条の第2項において、維持費については商業街路灯に要する年間電気料の100%以内の額ということで規則で定められておりまして、先ほどの答弁でいいますとLED照明の工事が終了した後、負担割合も含めて変えていきたいということでもありますけれども、それであれば今現在ありますし、今後この規則をどのような形で変更されていくのか、このことについても聞かせていただきたいと思えます。

それと、私どもも老朽化した街路灯、特に支柱が危険度があったということも正直確認もさせていただいて、本当に大きな事故につながっていないということがある分では助かっているのかなと。そういった点では、今後新しいLED照明、商業街路灯になることによって歩道を歩く、または国道を走る車も含めて安全性はより一層きちっとした形ででき上がるというふうに思います。そこで、簡単なことでもありますけれども、いま一度この関係で聞かせていただきたいのですが、支柱については30年の耐用年数、LED照明については13年、6万時間ということですから、ただ、今現在、商業街路灯というのは水銀灯の球が主体についておりますから、球切れになった場合は球を取りかえればいいのですが、LED照明の場合、見ていますと照明の部分と照明を明るくするというか、電気を通すための装置というのが一体的になっているような気がするのですが、この

辺今回の商業街路灯についてどういう形になっていくのか、これを最後に聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 経済部審議監。

○経済部審議監 田伏清巳君 ご質問のご答弁をさせていただく前に、1点ちょっと訂正をさせていただきます。

先ほど私、塗装をダークグレーの塗装と申し上げましたが、現在商店会ではダークグレーではなくてダークブラウン、茶色に近い色に塗りかえることを予定しているとのことでございました。訂正をさせていただきます。

それでは、ご質問2点、ご答弁させていただきます。補助規則の変更につきましては、現在商店会さんが進めていらっしゃるLED照明の建てかえが全部終了する前までに、私も持っています砂川市商業街路灯補助規則をLED灯については年間電気料の補助額を80%以内とするという旨の内容に変更する作業を進めていく予定でございます。

それから、2点目のLED照明の取りかえはどうなっていくのかというお話ですが、水銀灯の場合は電球のみの取りかえなのですけれども、LED照明の場合は照明の装置そのものを含む照明部分全体を取りかえるということでございます。

○議長 東 英男君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号及び第2号の一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております4議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

#### ◎散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 1時15分